

議第49号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1. 主な改正事由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定の改正。

2. 改正内容

(1) 部分休業の請求可能な職員の要件見直し（第20条関係）

部分休業の請求可能な非常勤職員の要件から、勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除し、6時間15分以上の勤務がないものも請求可能とする。

(2) 部分休業の取得パターンの多様化

①第1号部分休業の取得可能時間帯の見直し（第21条関係）

1日につき2時間を超えない範囲の部分休業（第1号部分休業）について、勤務時間の始めと終わりに限りにおいて取得可能とする取扱を廃止する。

②第2号部分休業の新設（第21条の2～第21条の4関係）

「1年につき10日相当の勤務時間の範囲」での部分休業（第2号休業）を新設する。

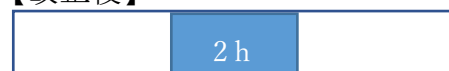
【現行】



1日につき2時間の範囲で勤務しないこと



【改正後】



① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと
勤務時間の途中でも取得可



② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

③部分休業の取得形態を変更することができる特別な事情について規定する
（第21条の5関係）

3. 施行期日 令和7年10月1日

議第 4 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年王滝村条例第 1 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 1 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 9 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別 紙)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年王滝村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「除く。」を「除く。次条において同じ。」に改める。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該育児時間を承認されている時間」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第21条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第21条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第21条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると村長が認める事情とする。

第22条中「部分休業」を「法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第23条中「第5条の規定は、法第19条第3項」を「法第19条第6項」に、「事由について準用する。」を「事由は、職員が第3項変更をしたときとする。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
(部分休業をすることができない職員) 第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の<u>日数</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第21条 <u>法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 村長が定める職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、村長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が王滝村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和元年規則第7号）別表第2特別休暇のうち無給のもの第3号又は第7号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第21条の2 <u>法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつ</u>	(部分休業をすることができない職員) 第20条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の<u>日数及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第21条 <u>部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 村長が定める職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、村長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が王滝村会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和元年規則第7号）別表第2特別休暇のうち無給のもの第3号又は第7号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

改正後	改正前
<u>て、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第21条の3 <u>法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> 第21条の4 <u>法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第21条の5 <u>法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると村長が認める事情とする。</u> <u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> 第22条 <u>職員が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第39条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	<u>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</u> 第22条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第39条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第23条 第5条の規定は、<u>法第19条第3項</u>において準用する法第5条第2項の条例で定める<u>事由について準用する。</u>